

船舶事故調査報告書

令和7年8月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年10月2日 08時30分頃
発生場所	三重県鳥羽市神島東方沖 神島灯台から真方位096° 1.8海里付近 (概位 北緯34°32.7' 東経137°01.4')
事故の概要	漁船好漁丸は、北北東進中、また、プレジャーボートTOMITA IIは、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和6年10月10日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 好漁丸、4.0トン ME 3-56628（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート TOMITA II、5トン未満（長さ7.72m） 240-41187愛知、個人所有</p>
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定</p>
負傷者	なし
損傷	<p>A なし B 右舷船尾部外板に擦過傷</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 南東流</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、神島東方沖で漁場を変えながらたちうお引き縄漁を行っていたところ、周囲に遊漁船等が多くなってきたので、漁場を移動しようと、約2~3ノットの対地速力で手動操舵により北北東進を開始した。</p> <p>船長Aは、北北東進を開始する際、目視で船首方を見し他船を見掛けなかったので、船首方に航行の支障となる他船はいないと思い込み、後部甲板で釣針に餌を付ける作業（以下「本件作業」という。）を行うこととした。</p> <p>船長Aは、A船を北北東進させ続けながら、本件作業を行っていたところ、突然、衝撃を受け、船首方にB船が見えたので、A船とB船とが衝突したこと気に付き、主機を中立としてB船の負傷者がないと及び両船舶体の損傷状況を確認した。</p> <p>船長Aは、本件作業に意識を集中し、A船の船首方にB船がいることに気付かなかった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人2人（以下「同乗者B₁」及び「同乗者B₂」という。）を乗せ、神島東方沖の釣り場で、船首を</p>

	<p>北東方に向けて主機を中立として漂泊し、船長Bが後部甲板右舷側で、同乗者B₁が後部甲板左舷側で、同乗者B₂が前部甲板左舷側で、潮流に流されながらそれぞれ釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、衝突の直前、右舷船尾方から接近するA船を認めたが、どうすることもできず、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、同乗者の負傷の有無等を確認し、船長Aと連絡先を交換した後、携帯電話で海上保安庁へ本事故の発生を通報した。</p> <p>船長Bは、ふだん、釣り場では航行中の他船が漂泊中のB船を避けているので、本事故当時も航行中の他船がB船を避けると思い、釣りに意識を集中していて、見張りを適切に行っておらず、至近に接近するまでA船に気付かなかった。</p> <p>(図1 参照)</p> <p>図1 事故発生経過概略図</p>
分析	<p>A船は、北北東進中、船長Aが、船首方に航行の支障となる他船はないと思い込み、後部甲板で本件作業に意識を集中し、見張りを適切に行っていなかったことから、船首方で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、漁場を移動しようと北北東進を開始する際、目視で船首方を一見し他船を認めなかったことから、船首方に航行の支障となる他船はないと思い込んだものと考えられる。</p> <p>船長Aは、後部甲板で本件作業に意識を集中していたことから、見張りを適切に行っておらず、その後、B船が漂泊して潮流に流れながらA船の船首方に来たことに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を北東方に向けて南東方へ潮流に流れながら漂泊中、船長Bが、釣りに意識を集中し、見張りを適切に行っていなかったことから、右舷船尾方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、ふだん航行中の他船が漂泊中のB船を避けていたことから、本事故当時も他船がB船を避けると思い、釣りに意識を集中していたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、A船が北北東進中、B船が南東方へ潮流に流れながら漂泊中、船長Aが、船首方に航行の支障となる他船はないと思い込み、本件作業に意識を集中して見張りを適切に行っていなかったた

	め、船首方のB船に気付かず、また、船長Bが、航行中の他船が漂泊中のB船を避けると思い、釣りに意識を集中して見張りを適切に行つていなかったため、接近するA船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、操船中、漂泊船の位置が変化する場合もあるので、船首方に航行の支障となる他船はいないと思い込みず、常時、見張りを適切に行うこと。・ 船長は、漂泊中、他船が自船に気付かずに航行している場合があるので、他船が避けると思わず、常時、適切な見張りを行うこと。